

**サービス統計・企業統計部会の審議状況について
(経済センサス-活動調査) (報告)**

1 部会の開催状況等

経済センサス-活動調査(以下「本調査」という。)の変更等に係る部会審議は本年3月から計5回開催し、答申(案)をとりまとめた。(資料2参照)

2 部会における主な審議等

(1) 第5回部会(平成27年6月4日)

【審議の概要】

○「(1) 報告を求める事項」
「ウ 労働者区分の見直し」

○「(4) 集計事項」
「ア 消費税の集計方法の見直し」

について審議。いずれも 変更内容は適当 とされた。
その後、答申(案)について審議を行い、調査計画は変更して差し支えないとしたが、一部、計画の修正を指摘することとした。(詳細は参考資料3を参照)

① 「(1) 報告を求める事項」

「ウ 労働者区分の見直し」

【部会長の整理】

「労働者区分の第3レベル」(常用雇用者の内訳区分)については、「統計調査における労働者の区分等に関するガイドライン」(平成27年5月19日各府省統計主管課長等会議申合せ)のとおり、「正社員・正職員などと呼ばれている人」を「正社員・正職員としている人」に変更するよう、計画の修正を指摘することとする。

② 「(4) 集計事項」

「ア 消費税の集計方法の見直し」

【委員及び専門委員の主な意見】

・ 今回の調査項目の追加により、消費税込み、消費税抜きのどちらで記載してもよいと報告者に捉えられると、消費税抜きで記載する報告者が多くなると思う。このため、原則、税込みで記載するよう、記入の仕方等でアナウンスすることが必要ではないか。
← 調査票の該当欄にも「できる限り税込みで記入してください。」と記載しているが、記入の仕方等においてもしっかりと周知したいと考えている。



【部会長の整理】

変更内容は適当と考える。

③ 答申(案)について

「(1) 報告を求める事項」の「(ウ) 労働者区分の見直し」

【委員及び専門委員の主な意見】

・ 今回の「正社員・正職員としている人」・「それ以外(パート・アルバイトなど)の人」という区分は、時系列にも配慮した措置であり、異論はない。ただし、ガイドラ

インにおいても常用雇用者の内訳区分について、「原則として雇用契約期間や所定労働時間等のより客観的な指標を用いて区分する」とされていることから、本調査においても更なる検討が必要なことを「今後の課題」に記載すべきではないか。



【部会長の整理】

「今後の課題」に記載することとしたい。

「エ 集計事項」の「(ア) 消費税に係る集計方法の見直し」

【委員及び専門委員の主な意見】

- ・ 今回、消費税抜きを消費税込みに補正した上で集計することで、利用者の利便性だけでなく、精度が向上するとともに正確性の確保が図られるものとする。このため、答申文に「利用者の利便性の向上に資する」だけでなく、「精度の向上や正確性の確保に資する」旨も記述すべきではないか。



【部会長の整理】

答申（案）にその旨、記述することとしたい。

「2 前回答申時の「今後の課題」への対応状況」

【委員及び専門委員の主な意見】

- ・ 企業の内部取引額の把握については、今回の答申においても今後の課題として記載するという事か。
- ・ 企業の内部取引額の把握だけでなく、企業のグループ内取引額を把握することが重要になってくるのではないか。



【部会長の整理】

第Ⅱ期基本計画に掲げられている課題であることから、基本計画の施行状況等を踏まえて検討すべきと考える。

「3 今後の課題」

【委員及び専門委員の主な意見】

- ・ 消費税込みに補正する方法については、事後的な検証が必要ではないか。また、前回調査の回答率等を考慮して調査項目の削減を行っているので、この対応が適切であったか、その効果の検証もすべきではないか。
 - ← 消費税込みへの補正の方法については、経済センサス - 活動調査だけでなく、政府統計全体に係る大きな問題である。
 - ← 調査項目削減の効果検証は、調査実施者として当然に実施すべきことであり、きちんと実施する。
- ・ 常用雇用者の内訳区分、消費税の取り扱いとともに政府統計全体の問題であることから、答申においては同様の扱いとすることが望ましいのではないか。



【部会長の整理】

- ・ 消費税の事後的な検証については、政府統計全体の取組が必要である旨、部会長メ

モとして統計委員会に報告する。

- ・ 労働者区分の変更に係る検討については、経済センサス - 活動調査個別の課題というだけでなく、今後のガイドラインの検討に活かしてほしいという意図もあることから、今後の課題とする。

